

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

①派遣労働者の数	1
②派遣先の数	1
③マージン率	40.0%
④労働者派遣に関する料金額の平均額(1人、1日あたり)	¥28,000
⑤派遣労働者の賃金額の平均額(1人、1日あたり)	¥16,800
⑥教育訓練に関する事項	・新規採用訓練 ・一般事務実務訓練 ・ビジネススキル研修 ・リーダー研修スキル ・コミュニケーションスキル研修
⑦労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している か否かの別等	労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を ■締結している 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲(全ての派遣労働者) 当該労使協定の有効期間の終期(令和5年3月31日) □締結していない
⑧その他	マージン率に含まれる費用 社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) 福利厚生(有給休暇、健康診断等) 教育研修費 会社運営費 営業利益
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定を締結している。 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲【全ての派遣労働者】 当該労使協定の有効期間の終期(令和5年3月31日)	